



紀美野町地域おこし協力隊(委託型)募集案内 【募集分野:棚田再生プロジェクト】

紀美野町では、現在 12 名の地域おこし協力隊員が、今まで培ったスキルや能力を地域活動に活かし、地域の課題解決に挑戦しながら、自分自身の起業・定住に向けた活動等にも取り組んでいます。今回、棚田再生プロジェクトに携わる地域おこし協力隊(委託型)を募集します。

1. 紀美野町地域おこし協力隊の特徴

地域おこし協力隊は、都市部から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域のブランドや地場製品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域支援活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

紀美野町では、地域資源を活用するなど地域活性化、地域課題解決を目指して活動していただきます。

地域活動型	住民の方々及び地域団体と連携し、地域資源を活かす活動等を通して、地域課題解決に挑戦する。1 年更新、委嘱期間は最長 3 年間。任期満了後は定住。 【委託型】月 17 日以上(1日8時間程度)の活動。
-------	--

2. 雇用形態・募集人数・ミッション・資格条件

雇用形態	【委託型】町長が「地域おこし協力隊」として委嘱し、町と業務委託契約を締結します。町との雇用関係はありません。
募集人数	1名
ミッション	【中田の棚田再生プロジェクト とは】 「中田の棚田」は、生石高原の斜面に広がる約 10ha の棚田。ここを活動拠点とする小川地域棚田振興協議会は、令和2年から耕作放棄地だった棚田を再生し、棚田を介して様々な人・情報・モノ・コトが行き交う交流拠点となるよう再生・活用に励んでいます。 活動6年目の 2025 年には、約 1.8ha を再生し、自然栽培米(農薬・肥料不使用)で「あさひ」と「カグラモチ」を栽培しています。 年間を通して棚田に関わるイベントも開催しており、農と観光の両面から棚田を活用して地域活性化を目指す中田の棚田再生プロジェクトに邁進しています。 棚田を再生→米作りに専念するなかで大きな力になったのは、R3年度に創設したボランティア制度「棚田サポーターズ(通称:棚サポ)」です。棚サポの大半は、紀美野町外の方々。総勢約 100 名の方に登録いただき、月5日程度の活動日には、平均5名～10 名程度が棚田の再生作業や草刈りなどのたくさんの作業に力を発揮してくれました！

ミッション続き	そこで、次のステップとして、再生した棚田を残していくために、一緒にお米作りを手伝ってくれる人を育成していくことが重要なミッションだと考えています。 そこで、以下の業務に取り組む隊員を1名募集します。 <参考 HP:中田の棚田再生プロジェクト HP> 【委託する業務】 「中田の棚田再生プロジェクト」は小川地域棚田振興協議会が中心となって実施しています。協議会と共に以下の業務に取り組んでください。業務は協議会の活動計画と連動していますので、実情に応じて変更する可能性があります。プロジェクトの一員としてプロジェクト全体を見渡しながら、積極的に取り組んでください。 ◇棚田再生プロジェクト全般 ・棚田の再生、維持管理に関すること(米作りや草刈りなど) ・お米作りができる人の育成に関すること ・棚田を活かした地域づくりに資する企画提案 ・棚田に関する知識、技術、アイデアの向上に関すること など ◇地域との連携 ・道掃除などの地域活動への参加 ・公民館活動への参加 など ◇イベント実施 ・田植え、稲刈り、収穫祭などの各種イベントの実施 ◇地域おこし協力隊としての業務 ・隊員同士の連携 ・協力隊研修会などへの参加 など ※卒隊後には、成果報告を行っていただく場合があります。 【活動イメージ】 ■1年目 これまでの活動や現状を学びながら、自身の活動に必要な情報の収集、技術の習得、人間関係の構築に取り組んでください。また、紀美野町や和歌山県内の動向にも目を向けることによって、棚田だけではなく、さまざまな視点で再生プロジェクトに取り組むことを目指してください。 ■2年目・3年目 1年目で得た経験やネットワークを活かして、棚田再生プロジェクトの掲
----------------	--

	げる活動目標の達成や課題解決に必要な業務を自身で提案し、会員らとの意見交換しながら取り組んでください。 【求める人物像】 ・プロジェクトに関心を持って自分事として取り組める方 ・社交的で、人と関わるのが好きな方 ・野外活動(農作業等)に抵抗がない方 ・農業に興味がある方 ・活動に共感してくれる方 【卒隊後のイメージ】 紀美野町で定住、起業をするための人脈、スキルが獲得できます。 ・棚田と関連ある事業を立ち上げる ・地域づくり、農山村地域の観光に関連する事業を立ち上げる ・自分が食べる分の米作り+他の仕事 ・自然栽培でのお米や野菜作りの技術と知識を生かして農家などに 農山村での多様なライフスタイルを実現できます。 ■紀美野町での卒隊後の事例 ・棚田等で生き物調査や田植え体験などを提供する団体を設立。 ・ゲストハウス起業 ・企業、紀美野町役場への就職 等
資格条件 ※次のすべてを満たす方	・応募時点で、年齢が 18 歳以上の方。 ・応募時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域などに居住されており、紀美野町に生活の拠点と住民票を移すことができる方。 ・地方公務員法第 16 条に規定する以下の欠格条項に該当しない方(4. 欠格要件(地方公務員法第 16 条)参照)。 ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。 ・心身ともに健康で、コミュニケーションを図ることで地域になじみ、地域団体・地域住民とともに地域活性化に取り組み地域を元気にする意欲のある方。 ・パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Eメールなど)の基本的な操作ができ、デジタル機器に抵抗がない方。 ・SNS(Instagram など)や web サービス(Googleform、Drive など)の基本的な使い方が分かる方。 ・普通自動車免許を取得している方(MT 免許所持を推奨。委嘱後の取得でも可)。 ・任期满了後も紀美野町に定住する意欲のある方。

	・地域づくりに興味、関心があり、粘り強く前向きにミッションに取り組める方。
--	---------------------------------------

3. 申込手続き

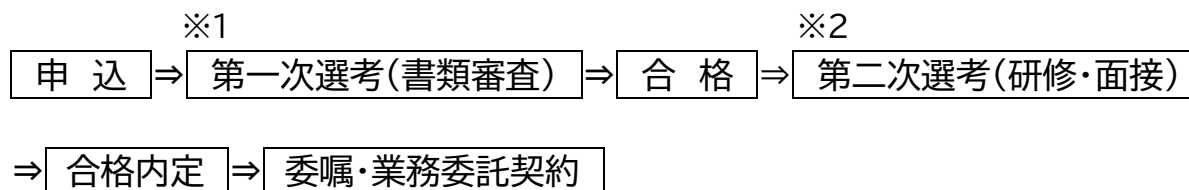
受付期間	募集が公表された日から令和7年 10 月 31 日(金)必着
提出書類	① 紀美野町地域おこし協力隊応募用紙 (必ず顔写真を貼ってください。) ② レポート 以下のテーマで 2,000 文字以内のレポートを作成、提出してください。なお、様式は定めていますが書式等は自由です。 テーマ:「棚田を活かして取り組みたいこと」
提出方法	・持参: 受付期間の土・日・祝日を除く午前8時 30 分～午後5時 15 分までとします。 ・郵送 封筒表面に「地域おこし協力隊応募用紙在中」と朱書きしてください。 ・フォーム 応募フォームへアップロード https://logoform.jp/f/g0wZI
申込先及びお問い合わせ	紀美野町役場美里支所 まちづくり課 地域おこし協力隊「棚田再生プロジェクト」係 〒640-1243 和歌山県海草郡紀美野町神野市場 226 番地1 TEL:(073)495-3462(直通) Mail:machidukuri@town.kimino.lg.jp

4. 欠格要件(地方公務員法第 16 条)

下記の欠格要件のいずれかに該当する人は申し込みできません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 紀美野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用までの流れ



※1 書類選考を実施した上で合否、第二次試験の日程等を受験者に通知します。

※2 研修(町の概要など先輩協力隊と交流)・面接で1日を見込んでください。

(注) 提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、委嘱後に不正等が発覚した場合には、委嘱を取り消します。

6. 任用期間

令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

※以降、取組姿勢や成果等を勘案し、年度ごとの委嘱により、最長3年まで延長の可能性が
あります。

※着任日は、転入等の都合などに臨機応変に対応しますので、ご相談ください。

※委嘱前に、「おためし協力隊」制度により活動に従事していただく場合があります。

7. 第二次選考日時及び会場

第一次選考合格者に別途お知らせします。

試験は 11 月下旬～12 月上旬を予定しています。

8. 活動条件等

活動時間等	1 ヲ月の活動日数は原則 17 日以上とします。 ※町と業務委託契約を締結します。
勤務場所	紀美野町中田 地域おこし協力隊棚田事務所 (活動場所である棚田に隣接した事務所が拠点です。)
報酬等	基本月額 267,000 円 (月末締め翌月 20 日支払い) ※1 活動に要する経費で研修会参加費、旅費、消耗品費等は内容により 委託料に追加します。 ※2 17 日に満たない場合は日割り計算します。 ※3 現時点での予定で、変更になる場合があります。
その他	(1) 国民健康保険及び国民年金は各自で加入してください。 (2) 住居は、町と隊員が協議のうえで決定し、家賃は予算の範囲内(3 万 円上限)で町が補助します。 (3) 業務に使用するパソコン、車両、拠点は町が用意します。 (4) その他業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意する ことが可能です。

9. その他

- ・ 提出書類に不備があると受付することができませんので、提出前にもう一度確認してください。
- ・ 申し込みにあたり当町が取得した個人情報については、採用事務の目的以外に使用しません。また、履歴書等の書類については、返却いたしませんので責任を持って処分させていただきます。